

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱		島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱	
第1条～第2条 〔略〕		第1条～第2条 〔略〕	
(補助対象事業)		(補助対象事業)	
第3条		第3条	
(1) 〔略〕		(1) 〔略〕	
(2) 〔略〕		(2) 〔略〕	
ア 〔略〕		ア 〔略〕	
イ 整備区分		イ 整備区分	
a. 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。		a. 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。	
(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事	(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2)施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事	(2)施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3)施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事	(3)施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4)避難経路等の整備	居室と避難経路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事	(4)避難経路等の整備	居室と避難経路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
(5)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事	(5)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事
(6)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備	(6)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7)土砂災害等に備えた施設の一部改修等	土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強工事や設備の整備等	(7)土砂災害等に備えた施設の一部改修等	土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強工事や設備の整備等
(8)施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、 <u>耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等</u> 、施設等の基盤整備を図るための改修工事	(8)施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等_____ _____ _____、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9)その他施設における大規模な修繕	特に必要と認められる上記に準ずる工事	(9)その他施設における大規模な修繕	特に必要と認められる上記に準ずる工事
(注)一定年数は、おおむね１０年とする。 b.〔略〕		(注)一定年数は、おおむね１０年とする。 b.〔略〕	
(３）～（５）〔略〕		(３）～（５）〔略〕	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			改正前		
第４条　〔略〕			第４条　〔略〕		
(交付額の算定方法)			(交付額の算定方法)		
第５条　〔略〕			第５条　〔略〕		
２　第３条の補助対象事業のうち、（１）及び（５）の事業の助成額については、次表の第１欄に定める区分につき、第２欄に定める対象施設等が整備される場合には、当該施設等の種類ごとに、前項により算定した額に第３欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。			２　第３条の補助対象事業のうち、（１）及び（５）の事業の助成額については、次表の第１欄に定める区分につき、第２欄に定める対象施設等が整備される場合には、当該施設等の種類ごとに、前項により算定した額に第３欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。		
ただし、 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。			ただし、 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。		
１　区　分	２　対象施設の種類の種類	３　加算率	１　区　分	２　対象施設の種類の種類	３　加算率
地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	特別養護老人ホーム <u>養護老人ホーム</u>	前項に定める金額に0.30を乗じて得た額	地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	特別養護老人ホーム	前項に定める金額に0.30を乗じて得た額
３　〔略〕			３　〔略〕		
第６条～第１２条　〔略〕			第６条～第１２条　〔略〕		
<u>（県内中小企業者への優先発注）</u>			<u>〔新設〕</u>		
<u>第１３条　補助事業者は、補助事業の実施にあたって、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）に基づき、県内に事務所を有する中小企業・小規模企業者に発注するように努めるものとする。</u>					

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
(補足) 第 <u>1 4</u> 条 〔略〕 附則〔略〕 <u>改正後の要綱は、令和 8 年 8 月 17 日から施行し、令和 8 年度事業より適用する。</u>	(補足) 第 <u>1 3</u> 条 〔略〕 附則〔略〕 <u>〔新設〕</u>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後

別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負
	1 小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設	1 施設 <u>74,600千円</u>	
	2 小規模(定員29人以下)の介護医療院	1 施設 <u>74,600千円</u>	
	3 小規模(定員29人以下)の介護老人ホーム	<u>3,190千円</u> ×整備床数	
市町村補助事業	4 小規模なケアハウス(定員29人以下)(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	<u>5,960千円</u> ×整備床数	
	5 小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>5,960千円</u> ×整備床数	
	6 認知症高齢者グループホーム	1 施設 <u>44,700千円</u>	
	7 小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>44,700千円</u>	
	8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設 <u>7,900千円</u>	
	9 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>44,700千円</u>	
	10 認知症対応型デイサービスセンター	1 施設 <u>16,000千円</u>	

改正前

別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負
	1 小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設	1 施設 <u>6,920万円</u>	
	2 小規模(定員29人以下)の介護医療院	1 施設 <u>6,920万円</u>	
	3 小規模(定員29人以下)の介護老人ホーム	<u>296万円</u> ×整備床数	
市町村補助事業	4 小規模なケアハウス(定員29人以下)(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	<u>553万円</u> ×整備床数	
	5 小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>553万円</u> ×整備床数	
	6 認知症高齢者グループホーム	1 施設 <u>4,150万円</u>	
	7 小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>4,150万円</u>	
	8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設 <u>733万円</u>	
	9 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>4,150万円</u>	
	10 認知症対応型デイサービスセンター	1 施設 <u>1,480万円</u>	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			
	11 介護予防拠点	1 施設 11,900千円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	12 地域包括支援センター	1 施設 1,600千円	
	13 生活支援ハウス	1 施設 47,500千円	
	14 緊急ショートステイの整備	1,600千円× 整備床数	
	15 施設内保育施設	1 施設 16,000千円	
上記の区分による	介護施設等の合築等		
	第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額	
（注1）本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。 （注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。			

改正前			
	11 介護予防拠点	1 施設 1,100万円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	12 地域包括支援センター	1 施設 148万円	
	13 生活支援ハウス	1 施設 4,410万円	
	14 緊急ショートステイの整備	148万円× 整備床数	
	15 施設内保育施設	1 施設 1,480万円	
上記の区分による	介護施設等の合築等		
	第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額	
（注1）本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。 （注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業				(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金 交付単価 及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金 交付単価 及び単位	4 対象経費
県補助事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	県補助事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	1 特別養護老人ホーム	1,510千円 ×定員数			1 特別養護老人ホーム	1,400千円 ×定員数	
	2 介護老人保健施設				2 介護老人保健施設		
	3 介護医療院				3 介護医療院		
	4 養護老人ホーム				4 養護老人ホーム		
	5 軽費老人ホーム				5 軽費老人ホーム		
注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。				注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業				(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助 事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備		県計画に基づく事業の施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	県補助 事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備		県計画に基づく事業の施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>5,960千</u> 円×整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。			1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>553万</u> 円×整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	2 介護老人保健施設	1 施設 <u>74,600千</u> 円			2 介護老人保健施設	1 施設 <u>6,920万</u> 円	
	3 介護医療院	1 施設 <u>74,600千</u> 円			3 介護医療院	1 施設 <u>6,920万</u> 円	
	4 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	<u>5,960千</u> 円×整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。			4 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	<u>553万</u> 円×整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
注1）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				注1）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後

注２）以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。

ア 昭和５６年５月３１日までに着工された施設（旧耐震基準の施設）

イ 以下の要件を全て満たすこと。

（ア）施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において３０年を経過したもの

（イ）「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成１７年１０月５日付け社援発第１００５００５号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のもの

（５）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助 事業	既存施設のユニット化改修		県計画に基 づく既存の特 別養護老人ホ ーム等のユニ ット化等の改 修（施設の整 備と一体的に 整備されるも のであって、 島根県知事が 必要と認めた 整備を含む。） に必要な工事 費又は工事請 負費及び工事 事務費（工事
	「個室→ユニット化」改修	1,600千円× 整備床数	
	「多床室（ユニット型個室的多床 室を含む。）→ユニット化」改修	3,190千円× 整備床数	
	ア 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの ユニット化 イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設のユニ ット化 ウ 介護医療院のユニット化		
	特別養護老人ホーム及び併設され るショートステイ用居室（多床室） のプライバシー保護のための改修 （※）	976千円× 整備床数	

改正前

注２）以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。

ア 昭和５６年５月３１日までに着工された施設（旧耐震基準の施設）

イ 以下の要件を全て満たすこと。

（ア）施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において３０年を経過したもの

（イ）「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成１７年１０月５日付け社援発第１００５００５号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のもの

（５）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助 事業	既存施設のユニット化改修		県計画に基 づく既存の特 別養護老人ホ ーム等のユニ ット化等の改 修（施設の整 備と一体的に 整備されるも のであって、 島根県知事が 必要と認めた 整備を含む。） に必要な工事 費又は工事請 負費及び工事 事務費（工事
	「個室→ユニット化」改修	148万円× 整備床数	
	「多床室（ユニット型個室的多床 室を含む。）→ユニット化」改修	296万円× 整備床数	
	ア 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの ユニット化 イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設のユニ ット化 ウ 介護医療院のユニット化		
	特別養護老人ホーム及び併設され るショートステイ用居室（多床室） のプライバシー保護のための改修 （※）	906千円× 整備床数	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			改正前		
		施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。			施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修については3 補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4 欄に定める対象経費の実支出額に3 / 4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。	(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修については3 補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4 欄に定める対象経費の実支出額に3 / 4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。